

No. 1931

2021.6.21

毎週月曜日発行

三次民商News

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp



第52回広商連定期総会

力を合わせ、コロナに立ち向かう

広島県が緊急事態宣言下となっているため、広商連第52回定期総会は6月13日、県連と各民商をオンラインでつなぎ開催。全県各地で80名が集まり、三次民商からは県連役員、代議員8名が民商事務所に集まり、参加しました。

「コロナ支援での民商・県連の運動は、支援団体として県連の役割がますます大きくなっていく」ことが加賀会長から挨拶がありました。次に石立県連事務局長からは、県連は民商と一体であり、あらゆる要求にこたえていくことやインボイス制度導入反対、拡大行動の重要性などが盛り込まれた方針の提案がありました。

今回はオンラインでしたので討論はできませんでしたが、各民商から代表発言が行われました。コロナ支援を中心とした、要求運動と組織建設を築き、年間会員16名の増勢を達成した三原民商。緊急事態宣言で大打撃を受けた飲食業者などを励ますテレビCMを先駆けて行い、夜のオリ

エンターリングで商売支援をするなかで19カ月連続会員の二桁拡大が進んでいる広島民商の話が聞けて、参加者は大変励まされました。



三次民商出席代議員

頑張る中小事業者月次支援金・始まる

広島県版

広島県が国の月次支援金とは別に、新たに広島県版の月次支援金の制度を創設しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置の影響により、売上が減少した県内中小事業者を支援する制度です。該当する方は活用しよう。

給付対象業者

緊急事態措置または、蔓延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の法人、または個人事業者

《対象事業者一例》

飲食関連取引事業者(飲食店に提供される財・サービスの供給事業者)

- ・生産者(農業者、漁業者) ・流通関連事業者(食品卸業者、飲料卸業者等)
- ・食品加工・製造事業者(食品製造業者、惣菜製造業者、酒造業者、飲料製造業者)
- ・器具備品事業者(店舗の備品消耗品等) ・小売業者(酒類小売、花、植木小売業者等)
- ・サービス事業者(リネンサプライ業者、警備業者等)

観光関連事業者

- ・宿泊事業者(ホテル、旅館等) ・旅客運送業者(タクシー、バス等) ・小売業者(みやげ物店等)
- ・飲食事業者(昼間営業飲食店等) ・生活関連サービス事業者(理美容業者、娯楽サービス事業者、冠婚葬祭業者等)

給付要件

- ① 広島県内に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること。
- ② 中小企業基本法で定義する中小業者であること。
- ③ 2021年対象月(5月・6月分)の月間売上が2019年または2020年同月比の**30%以上**減少していること。
※ただし**50%以上**減少している場合は国の月次支援金を受けていること。
- ④ 広島県の「広島県感染症拡大協力支援金」の受給対象者ではないこと。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員関係者ではないこと。
- ⑥ 県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑦ 今後も事業を継続する意思があること。

★下森県議会議員の事務所より、さっそく上記の支援金創設の報告とパンフレットを持参していただきました。

月次支援金説明会

6月23日(水)

午後2時より 三次民商事務所

